



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 0 号 令和 5 年 2 月 2 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）の要領を公表する件	財政課
5 3	土地改良区の清算人の就任について届出があった件	農山漁村振興課
5 4	緊急防災工事計画を定めた件	同
5 5	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
1 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
1 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
1 4	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 5	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件		

徳島県告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年二月九日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第十一号）の要領を次のとおり公表する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
海部西土地改良区

- 二 就任清算人

氏名	住 所
風呂谷 祥 司	海部郡海陽町富田字南澤一 六
惣 田 清 弘	芝字居内三三三
高 木 一 夫	野江字小路一七
居 敷 良 展	中山字北地二二二
歌 泰 一	吉田字前田九 一

徳島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、緊急防災工事計画書の写しを
縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

地神池地区

二 縦覧期間

令和五年三月一日から

令和五年三月三十日まで

三 縦覧場所

三好市役所

徳島県告示第五十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス 八十八組
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局学校教育課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年十二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三
- 五 落札金額
三千百七十万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年十一月四日

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県
教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十五条」を「第十五条及び附則第二項」に改める。

別表その二の表中「調整基本額表」を「調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外
の職員）」に改め、同その二の表の次に次のように加える。

その3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

職務の等級	調 整 基 本 額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

備考 職務の等級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の等級を示す。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年二月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さかえ高志後援会	榮 高志	榮 智美	徳島市国府町和田字表三六・二二 シャームゾンラヴィF棟二〇一 号室	令和五年 一月十六日
橋本浩志後援会	橋本浩志	山本賢明	那賀郡那賀町内山字森ノ岡七番 地二	令和五年 一月十七日
加戸真実子後援会	松本 栄	久保孝之	徳島市国府町和田居内一四四	令和五年 一月二十日
平岡保人後援会	見田 治	久保孝之	徳島市国府町和田居内一四四	令和五年 一月二十日
出来る事は全てやる……！ 新しい県政を創る会……！	孫田 勤	郡 淳貴	小松島市大林町字宮ノ本三二番 地	令和五年 一月二十三日
そね大志後援会	曾根大志	曾根大志	徳島市幸町三・四八	令和五年 一月三十一日

令和五年

古野司後援会	井上ツトム後援会
古野司	井上務
古野司	井上麻里
番地 那賀郡那賀町古屋字野々尻六三	徳島市住吉六・一・六
二 月 一 日	令 和 五 年 一 月 三 十 一 日

徳島県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党徳島県 電気通信支部	谷藤 隆	会計責任者の 氏名	新 磯崎善博 旧 楠本岩夫	令和五年 一月二十六日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
岸本泰治後援会	鈴江実騎	代表者の氏名 主たる事務所の 所在地	新 鈴江実騎 旧 寺内啓治	令和五年 一月一日
三木とおる後援会	森 秀司	国会議員関係 政治団体の区分 公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	徳島市国府町府中六〇四・ 七 国会議員関係政治団体以外 の政治団体 法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体	令和五年 一月十三日
高井美穂とふるさと		会計責任者の	三木 亨、参議院議員	令和五年

徳島西医師連盟	横田守弘後援会	黒崎あきら後援会	しんがい浩司後援会	ないとうさわこ後援会		ネットワーク (高井美穂後援会)
田蒔正治	横田守弘	黒崎章	東條昭二	陣原ヤスエ		高井美穂
氏名 会計責任者の	代表者の氏名	所在地 主たる事務所の	代表者の氏名	所在地 主たる事務所の	代表者の氏名	氏名
高橋安毅	横田守弘	五・一 鳴門市撫養町南浜字浜田八	東條昭二	〇一 徳島市南昭和町一丁目一 番地一 イレーネ南昭和一	陣原ヤスエ	高井勉
井上洋行	横田重幸	五番地 鳴門市撫養町南浜字東浜五三	森田正博	三 徳島市心神町吉成字只津七〇	山田茂人	金村照一
十二月三十一日 令和四年	一月三十日 令和五年	一月二十四日 令和五年	一月二十四日 令和五年	一月二十日 令和五年	一月十四日 令和五年	一月十四日

徳島県選挙管理委員会告示第十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年二月二十一日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
藤 田 も と は る 後 援 会	佐 藤 宏 史	令和四年十二月三十一日
後 藤 田 正 純 後 援 会	朝 田 啓 祐	令和五年一月二十日
徳 島 新 政 フ ォ ー ラ ム	朝 田 啓 祐	令和五年一月二十日
い ぞ え 伸 一 後 援 会	福 田 佑 二	令和四年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年二月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
黒崎章	黒崎あきら後援会	主たる事務所所在地	鳴門市撫養町南浜字浜田八五・一	鳴門市撫養町南浜字東浜五三五番地	令和五年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年二月九日から施行する。

令和五年二月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 の表の項中「医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター」を「社会医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター」と改める。